令和5年度厚生労働省組織・定員の概要

- 令和5年度の組織・定員については、コロナ後を見据え、以下のような内容が認められた。
 - ・ 次の感染症危機に備え、平時からの感染症対応能力を強化するための組織体制の整備
 - ・「人への投資と分配」等、新たな資本主義に向けた改革を実施するための体制強化
 - ・ 「全世代型社会保障の構築」に向けて、医療分野のデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進など 各種課題への対応のための体制強化

1 組織体制の整備(主なもの)

※名称は仮称

3 人員体制の整備

(1)平時からの感染症対応能力の強化等

- ・健康局に<u>「感染症対策部」</u>を設置し、 ①内閣感染症危機管理統括庁との連携を図り、平時 からの感染症危機への対応準備に係る企画立案(省
 - 内全体のとりまとめ)
- ②感染症法、予防接種法、検疫法等に係る業務を実施する体制を整備。
- ・感染症対策部に、<u>「企画・検疫課」及び「予防接種</u> 課<u>」を新設</u>するとともに、結核感染症課を振替設置。
- ・上記と併せて、医薬・生活衛生局の食品基準審査課、 食品監視安全課、生活衛生課及び水道課を、健康局 へ移管。※食品衛生基準行政及び水道整備・管理行政は令和6年度に 他省庁へ移管予定
- ・これにより、医薬・生活衛生局を<u>「医薬局」に</u>、 健康局を「健康・生活衛生局」にそれぞれ改組。

(2)医薬品等の審査体制の強化

- ・官房企画官(次世代医薬品等審査担当)を設置。
- (3)総合的な人材確保対策の企画・調整体制の整備
 - ・職業安定局に「人材確保支援総合企画室」を設置。
- (4)困難な問題を抱える女性への支援の推進体制の整備
 - ・社会・援護局に「女性支援室」を設置。
- 2 こども家庭庁創設に伴う組織・定員の移管

令和5年4月のこども家庭庁創設に伴い、子ども家庭局、国立児童自立支援施設等の組織・定員を移管。

本省内部部局、ハローワーク等を中心に大幅な定員増を図り、新規

業務や既存業務の増大にも的確に対応できる体制を整備

	区分	令和 4 年度 末定員※1	令和5年度増減内訳※1			今 和 E 左帝
			増員等	減員等	差引	令和 5 年度 末定員
	厚労省	33,424	969	▲876	93 % 2	33,517
	内部部局	4,171	209	▲ 56	153	4,324

- ※1 令和4年度末定員及び令和5年度増減内訳には、こども家庭庁への移管分 ▲230人(うち内部部局▲151人)を含まない。
- ※2 厚労省全体の差引は、雇用調整助成金等対応の時限定員(労働局)の到来 減▲175人を除くと、+268人。

(増員等の主な内容)

- ○本省内部部局
 - ·平時からの感染症対応能力の強化等(感染症対策部) 25人
 - ・**医療分野のデジタルトランスフォーメーションの推進** 8人
 - ・困難な問題を抱える女性への支援の推進 10人
- ○検疫所
 - ・検疫を円滑に実施するための体制強化 40人
- ○都道府県労働局
 - ・**円滑な労働移動・人材確保等**に向けた支援体制強化(ハローワーク) 350人
 - ・働き方改革の更なる推進のための監督指導(監督署) 124人
 - ・最低賃金の引上げ・履行確保を図るための体制強化 30人

(※別途、定員合理化、時限到来による減員がある。)